



様式11-1

茨事審第 1 号  
令和6年4月15日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県事業認定審議会  
会長 岡本 直久



事業の認定に関する処分について（答申）

令和6年2月13日付け用諮問第2号をもって諮問のあった「常陸太田市道0139号線新設工事（茨城県常陸太田市亀作町字浅川地内から同市亀作町字檜部地内まで及び同市亀作町字赤坂地内から同市真弓町字屏風嶽国有林地内まで）及び日立市道6750号線新設工事並びにこれに伴う農業用水路付替工事」の事業認定について、令和6年3月18日開催の令和5年度第1回茨城県事業認定審議会において、下記のとおり事業の認定をすることが相当であると決定したので答申します。

なお、審議過程において出た意見を、別添のとおり附帯意見として取りまとめましたので、起業者に対し伝達されるようご配慮願います。

記

<土地収用法第20条第1号要件>

本件事業のうち、「常陸太田市道0139号線新設工事」及び「日立市道6750号線新設工事」については、常陸太田市及び日立市が行う道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、土地収用法（以下、「法」という。）第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、これらの事業の施行に伴い、農業用水路が遮断されるため、農業用水路の付替工事に関連事業として施行するものであり、法第3条第5号に掲げるうち、農業用水路に関する事業に該当する。

したがって、「事業が法第3条各号のいずれかに掲げるものに関するものであること」と認められるため、法第20条第1号の要件を充足すると判断できる。

<土地収用法第20条第2号要件>

本件事業は、常陸太田市及び日立市（以下、「本件地域」という。）が、常陸太田市道



0139号線及び日立市道6750号線をそれぞれ道路法第8条に基づき認定し、同法第16条に基づき管理を行い、必要な財源措置を講じていることから、本件事業を施行する機能を有する主体と認められる。

したがって、「起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者である」と認められるため、法第20条第2号の要件を充足すると判断できる。

#### <土地収用法第20条第3号要件>

常陸太田市と日立市は、同一の都市計画区域にあることから、産業・経済の両面で強い結びつきを有している。しかしながら、本件地域を結ぶ東西の交通ネットワークが貧弱であることが課題となっており、優良なアクセス機能を確保するために新たな道路整備による東西交通ネットワークの構築が必要となっている。

このような状況に対処するため、茨城県常陸太田市幡町字幡山地内の常陸太田市道0115号線の接続点から、日立市金沢町字中峯地内の山側道路の接続点までの延長5,480mの区間についての市道整備を計画したものであり、令和3年2月から事業に着手し、鋭意事業を進めている。

本件事業が完成することにより、まず、両市間の移動時間が短縮され、市民の通勤・通学環境の改善が見込まれる。また、常陸太田市から高度医療体制が整った日立市への救急搬送時間の短縮も図ることができる。現在、日立市への搬送者数が多い常陸太田市南側地域では、国道6号を経由した搬送経路が最短距離となっているが、国道6号では慢性的な渋滞が発生しており、救急搬送路として確実性に劣る。本路線を救急搬送経路とすることにより、各傷病の生存率の向上が期待される。さらに災害時における両市間の緊急避難や物資等の緊急輸送に重要な役割を果たすものと見込まれる。加えて、常陸太田市が推進している東部土地区画整理事業地へのアクセス性の向上により企業誘致の増加が図れ、地域全体の活性化にも期待ができる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が任意で調査を行った結果、以下のとおりとなっている。

まず、自動車の走行に起因する大気質、騒音及び振動について環境影響調査を行った結果、騒音について環境基準を超える値が見られたが、排水性舗装等の設置により環境基準を満足するとされていることから、本件事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

また、現地調査の結果、沿線および周辺地域において、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧種として記載されている動物の生息が確認されているほか、茨城県レッドデータブックに記載されている植物、県立自然公園特別地域内において許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない高山植物等の指定（昭和57年10月28日茨城県



告示第1442号)に含まれている植物が確認されている。しかしながら、本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、工事工程の調整や、移植等の環境保全措置の実施により、低減されると予測されている。加えて、さらに希少な動植物が確認された場合には、専門家の指導助言を受け、必要な措置を講ずることとしている。

このほか、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないことを確認しているが、工事中に発見された場合は現状を変更することなく、速やかに関係機関と協議を行い、必要に応じて適切な措置を講ずることとしている。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は存するが、その影響は起業者の努力によって限定的影響に留めることが可能であると認められる。

また、本件事業の起業地の選定にあたっては、申請案である中央ルート案、北側ルート案、南側ルート案の3案及びこれら以外の代替案について、社会的、技術的及び経済的観点から比較検討を行ったうえで決定している。最も合理的なルート案を採用し、起業地として用いることから、当該ルートを本件事業に用いることが相当であると認められる。

以上のことから、「事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものである」と認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断できる。

#### <土地収用法第20条第4号要件>

本件地域では、東西の交通ネットワークが貧弱であることが課題となっており、優良なアクセス機能を確保するために新たな道路整備による東西交通ネットワークの構築が必要となっていることから、本件事業を早急に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業及び関連事業を施行するために必要かつ最小限の土地である。収用又は使用の別についても、収用の範囲は、本件事業の用に恒久的に供する範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、起業地の範囲及び収用又は使用の別のいずれも合理的であると認められる。

したがって、「土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること」と認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断できる。



## 附 帯 意 見

### 1 住民との合意形成について

本件事業の実施に当たっては、住民への説明を丁寧に行い、合意形成を図ることに留意しながら、市の政策目的達成に資するよう推進されたい。

### 2 安全対策等について

本路線の整備に当たっては、周辺地域の住環境や希少動植物の生育環境、並びに安全等に最大限の配慮を行い、必要な対策を講じられたい。

